

平成30年5月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第5回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第5回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年5月10日

開催場所 議事堂

出席委員（ 11名） 相葉富雄・栗田幸則・古野久和
筒井浩一・白石信幸・幸田 剛・松尾健一
岡松尚壽・遠藤幸男・小長光 隆・日高ゆかり

欠席委員（ 1名） 深草貞雄

事務局職員（ 2名） 筒井英和事務局長・中勇一郎係長

議事日程	議案第 15号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第 16号	農用地利用集積計画（利用権設定）について	2件

会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、第5回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は11名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は11番の遠藤幸男委員と12番の小長光隆委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第 15号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第 16号	農用地利用集積計画（利用権設定）について	2件

局 長 以上が本日の議題であります。続きまして非農地証明願いが3件あります。農地第三分科会で現地調査実施後審査の結果承認することとしましたので報告いたします。内容につきましては本日総会資料の4ページから9ページの通りであります。続きまして、来月の日程ですが農地第三分科会を平成30年6月7日木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を平成30年6月8日金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしく願いいたします。

会 長 それでは、議案に移ります。議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、新北○○番地、外○筆、登記、現況地目、田、合計面積○○㎡、譲受人の耕作面積○○㎡、申請理由は贈与であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上説明を終わります。

会 長 本件においては、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。上記の議案について5月8日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年5月10日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。

会 長 続きまして、議案第16号 農用地利用集積計画(利用権設定)2件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第16号 農用地利用集積計画(利用権設定)2件。再設定2件、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借、存続期間は5年と10年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上2件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で報告でございます。

会 長 本案においても農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第16号 農用地利用集積計画(利用権設定)について2件。上記の議案について5月8日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年5月10日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議

はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告通り町長に回答することに決定しました。

会 長 次にその他に移ります。

会 長 ご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会致します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

遠 藤 幸 男

小 長 光 隆